

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
当たるときの翌日)

## 目次

- ◇ 条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
地方公営企業法第三十九条第三項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則  
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 教委規則 職員の職の設置に関する規則及び鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
- ◇ 公安規則 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則  
派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 企業管理規程 鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程

## 条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第二十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

四十二年 浜坂 鳥取市浜坂

簡易耐火 四、九七〇円

を

四十二年	浜坂
四十三年	三柳
四十三年	誠道

鳥取市浜坂

簡易耐火

四、九七〇円

米子市西三柳

中層耐火

四、八七〇円

境港市高松町

簡易耐火

四、八九〇円

に改め、

同表の第二種県営住宅の表中

四十三年 國中

八頭郡那家町大字 米岡

簡易耐火 三、八四〇円

を

四十三年	國中
四十三年	智頭
四十三年	賀露港
四十三年	三柳
四十三年	誠道
四十三年	陰田

八頭郡郡家町大字	簡易耐火	三、八四〇円	
米岡	簡易耐火	三、八八〇円	
八頭郡智頭町大字	簡易耐火	三、八八〇円	
智頭	中層耐火	三、八五〇円	
鳥取市賀露町	簡易耐火	三、八八〇円	
米子市西三柳	簡易耐火	三、四一〇円	
境港市高松町	簡易耐火	三、四一〇円	
米子市陰田町	簡易耐火	三、八一〇円	

に改め

る。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十六号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「児童福祉司」の下に「老人福祉司」を加え、同表第二号中「久松閣管理者・久松閣副管理者」を削る。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十七号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 病院業務

十一 鹼検定業務

第五条第二項中「第九号」を「第十一号」に改め、同条第三項中「第十号」を「第十二号」に改める。

附則第五項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一

別表第一の二

給料の調整額表

現業職給料表

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	30,848	20,204	17,386
2	32,678	21,216	18,092
3	34,502	22,228	18,798
4	36,662	23,240	19,298
5	38,786	24,352	20,204
6	41,016	25,470	21,216
7	43,276	26,588	22,228
8	45,500	27,906	23,240
9	47,736	29,330	24,352
10	51,902	30,848	25,470
11	54,532	32,478	26,588
12	57,162	34,102	27,706
13	59,786	35,962	28,830
14	63,546	37,786	29,948
15	66,282	39,616	32,478
16	69,030	43,276	34,102
17	71,778	45,500	35,962
18	74,426	47,736	37,786
19	77,062	49,984	39,616
20	79,498	52,208	43,276
21	81,928	57,162	45,500
22	84,152	59,786	47,736
23	86,376	62,410	49,984
24	88,288	64,734	52,208
25	90,206	66,958	54,426
26		68,776	56,644
27		70,288	58,662
28		71,506	60,674
29		72,624	61,886
30		73,742	62,998
31		74,860	64,010
32			65,022
33			66,034

整肢学園	積善学園	皆成学園	喜多原学園	岩井長者寮		母来寮		勤務箇所	職 員	調整数
				寮母のうち収容者と起居を共にする職員	寮母のうち収容者と起居を共にする職員	寮母のうち収容者と起居を共にする職員	寮母のうち収容者と起居を共にする職員			
その他の職員	医療助手のうち収容者に直接接すること常例とする職員	用務員	運転士、ボイラ技士、調理士、調理員及び	その他の職員	寮母のうち収容者と起居を共にする職員	寮母のうち収容者と起居を共にする職員	寮母のうち収容者と起居を共にする職員			
一	二	一	一	一	二					

別表第三初任給基準表中

二〇、〇六八円
一九、一六六円
一七、九六四円

を

病 院	衛 生 研 究 所	保 健 所	婦 人 寮
接取り扱うことを常例とする職員	医療助手のうち結核菌その他の病原体を直	検査助手のうち結核菌その他の病原体を直	寮母のうち収容者と起居を共にする職員
二	二	二	一

二〇、二〇四円
一九、二九八円
一八、〇九二円

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「主査」を「参事」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県しゆんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

鳥取県しゆんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県しゆんせつ船等貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県しゆんせつ船貸付規則

第一条中「、えい船及び土運船(以下「しゆんせつ船等」という。)」を削る。

第二条中「しゆんせつ船等」を「しゆんせつ船」に、「しゆんせつ船等借受申請書」を「しゆんせつ船借受申請書」に、「しゆんせつ船等貸付決定通知書」を「しゆんせつ船貸付決定通知書」に改める。

第三条中「しゆんせつ船等」を「しゆんせつ船」に、「しゆんせつ船等借受期間等変更申請書」を「しゆんせつ船借受期間等変更申請書」に、「しゆんせつ船等貸付期間等変更決定通知書」を「しゆんせつ船貸付期間等変更決定通知書」に改める。

第五条中「しゆんせつ船等」を「しゆんせつ船」に、「貸付しゆんせつ船等」を「貸付しゆんせつ船」に改める。

第六条(見出しを含む。)中「貸付しゆんせつ船等」を「貸付しゆんせつ船」に、「しゆんせつ船等貸付決定通知書又はしゆんせつ船等貸付期間等変更決定通知書」を「しゆんせつ船貸付決定通知書又はしゆんせつ船貸

付期間等変更決定通知書」に改める。

第七条及び第八条(見出しを含む。)並びに第九条中「貸付しゅんせつ船等」を「貸付しゅんせつ船」に改める。

別表を次のように改める。

別表

開 運 丸	船 名	実働一時間当たり貸付料
		四、八一八円

様式第一号中

「しゅんせつ船等借受申請書」

を

「しゅんせつ船借受申請書」

に、

「 を借り受けたい」

を

「しゅんせつ船を借り受けたい」

に改める。

様式第二号から様式第四号までを次のように改める。

様式第二号

しゅんせつ船貸付決定通知書

受 河 第 号  
年 月 日

殿

鳥取県知事 閣

年 月 日付けで申請のあったしゅんせつ船の貸付けについては、下記のとおり貸付けを決定しました。

記

- 1 貸付目的
- 2 使用場所
- 3 貸付期間
- 4 実働時間及び貸付料
- 5 引渡しの日時及び場所
- 6 返還の日時及び場所
- 7 貸付条件

様式第3号

しゅんせつ船借受期間等変更申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住所

氏名

印

年 月 日付け受河第 号で借り受けたしゅんせつ船の借

受期間(実働時間)を下記のように変更したいので申請します。

記

使用期間

変更前

変更後

実働時間

変更前

変更後

様式第4号

しゅんせつ船貸付期間等変更決定通知書

受河第 号  
年 月 日

殿

年 月 日付けで申請のあったしゅんせつ船の貸付期間(実

働時間)の変更については、下記のとおり変更を決定しました。

記

1 変更の決定の内容

貸付期間

変更前

変更後

実働時間

変更前

変更後

貸付料

変更前

変更後

2 返還の日時及び場所

別表第一

現業職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	20,204	17,386
2	21,216	18,092
3	22,228	18,798
4	23,240	19,298
5	24,352	20,204
6	25,470	21,216
7	26,588	22,228
8	27,906	23,240
9	29,330	24,352
10	30,848	25,470
11	32,478	26,588
12	34,102	27,706
13	35,962	28,830
14	37,786	29,948
15	39,616	32,478
16	43,276	34,102
17	45,500	35,962
18	47,736	37,786
19	49,984	39,616
20	52,208	43,276
21	57,162	45,500
22	59,786	47,736
23	62,410	49,984
24	64,734	52,208
25	69,030	54,426
26	71,778	56,644
27	74,426	58,662
28	77,062	60,674
29	79,498	61,886
30	81,928	62,998
31	84,152	64,010
32	86,376	65,022
33	88,288	66,034
34	90,206	

教育委員会規則

に改める。  
 を「しゅんせつ船」に、「貸付しゅんせつ船等」を「貸付しゅんせつ船」に改める。  
 別表第三河港課の項課長専決事項の欄第十号中「鳥取県しゅんせつ船等貸付規則」を「鳥取県しゅんせつ船貸付規則」に、「しゅんせつ船等」を「しゅんせつ船」に、「貸付しゅんせつ船等」を「貸付しゅんせつ船」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 2 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)  
 (鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)  
 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第四号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第三の表を次のように改める。

職 名	自動車整備工	学 歴 免 許	初 任 給
	運 転 士	高 校 卒	二〇、二〇四円
用 務 員	高 校 卒	一 九、二九八円	
	中 学 卒	一 八、〇九二円	

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

職員の職の設置に関する規則及び鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第五号

職員の職の設置に関する規則及び鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

(職員職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「所 長」を「所 参 事」に改める。

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第二条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「主査」を「参事、主査」に改める。

第七条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 参事 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。



別表

定 員 配 置 表

職員別 課署別	警 察 官					計	一般 職員
	警視	警部	警部補	巡査長 巡査	巡査		
秘書課	1	1	1		1	4	11
会計課	1	1				2	17
警務課	2		1			3	23
教養課	1	2	1	2		6	4
監察課	1	2	1			4	4
捜査第一課	2	3	4	6		15	6
捜査第二課	1	3	4	7		15	1
防犯課	1	2	3	2		8	7
鑑識課	1	1	1	1		4	16
警備課	1	4	8	14		27	5
外勤課	1	2	2	3		8	2
交通第一課	1	4	5	4	14	28	4
交通第二課	2	2	3	3		10	20
機動隊	1	1	1	2	14	19	
警察学校	1	2	2	1	40	46	6
小計	18	30	37	45	69	199	126
岩美署	1	1	2	4	15	23	3
鳥取署	1	5	15	27	98	146	11
郡家署	1	2	4	7	31	45	7
智頭署	1	1	2	4	16	24	3
浜村署	1	1	3	5	17	27	3
倉吉署	2	4	9	17	62	94	14
八橋署	1	1	4	6	25	37	5
米子署	1	5	15	27	106	154	18
境港署	1	3	5	7	29	45	10
溝口署	1	1	2	4	14	22	3
黒坂署	1	1	2	4	17	25	3
小計	12	25	63	112	430	642	80
合計	30	55	100	157	499	841	206

## 公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

## 鳥取県公安委員会規則第四号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附則  
この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第五号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県岩井警察署の項中「河野河津井嶺嶮」を「河野河津嶮嶮

嶮嶮」に、

署	詰
岩美町新井警察官駐在所	

を

岩井	新井
”	”

に改め、同表の鳥取県智頭警察署の項中

佐治村
佐治村大字加瀬木
佐治村

を

改める。

附則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程

（鳥取県企業局組織規程の一部改正）

第一条 鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第

一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「主査」を「参事」に改める。

第六条第四号を次のように改める。

佐治村	佐治村大字加瀬木	佐治村のうち 大字小原、葛谷、刈地、津無、大井、古市、森坪、加瀬木、高山、津野、福園、加茂、畑、春谷、河本、余戸
尾際ダム	佐治村大字尾際	大字尾際、中、栃原

に

四 参事 上司の命を受け、局の事務に参画する。

(鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正)

第二条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(昭和三十

九年三月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「主査」を「参事」に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第三条 企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管

理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 日野川第一発電所 職員の受ける給料月額に百分の十二を乗じて

得た額(以下「月額の発電手当」という。)に、夜間において行な

われるプログラム制御装置の監視等の業務に従事した場合における

その勤務一回につき五百十円を加算した額

二 前号以外の発電所 月額の発電手当

第七条第三項中「第一項の規定にかかわらず」の下に「、月額の発電手当は」を加え、同条に次の一項を加える。

4 日野川第一発電所に勤務する職員が夜間において行なわれるプログラ

ム制御装置の監視等の業務に従事した場合においては、当該勤務に

対しては夜間勤務手当は、支給しない。

第十一条第二項中「二千二百円」を「三千円」に改め、同条第三項中

「この場合において」の下に「、月額の発電手当」とあるのは「企業

業務従事職員の特殊勤務手当」とを加える。

第十二条第三項中「この場合において」の下に「、月額の発電手当」とあるのは「操作業務従事職員の特殊勤務手当」とを加える。

別表第一中

主査	課長	職名	二等級
主査	課長	職名	三等級
主査	課長	職名	二等級
主査	課長	職名	三等級

を

主査	課長	職名	二等級
主査	課長	職名	三等級
主査	課長	職名	二等級
主査	課長	職名	三等級

に改める。

別表第三中「主査」を「参事」に改める。

附則

この企業管理規程は、昭和四十四年四月一日から施行する。